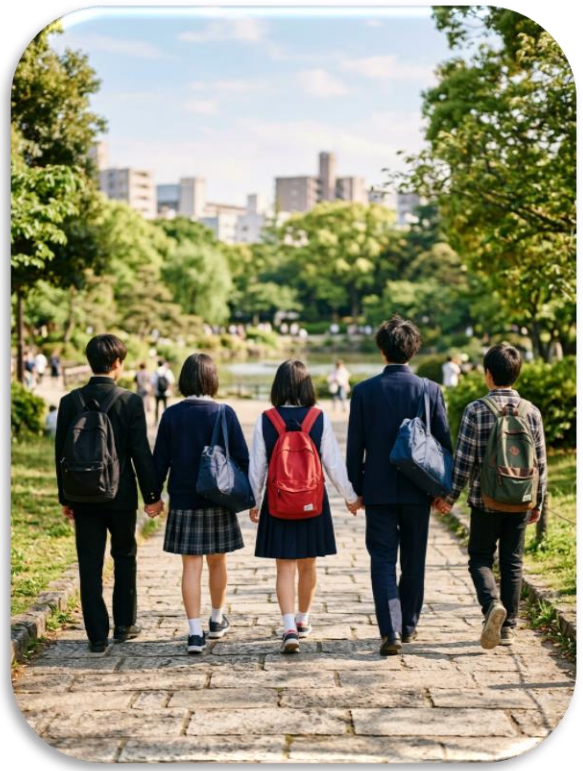


児童・生徒を支援するためのガイドブック

～不登校への適切な対応に向けて～

(国分寺市立学校版)



※「exaBaseAI」により作成

不登校は、特定の子どもに特有の問題があることによって起こるのではなく、どの子どもにも起こりうることとして捉え、関係者は不登校の状況になった児童・生徒への理解を深める必要があります。同時に、不登校状態が継続することは、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではなく、その対応策の検討が求められます。全ての児童・生徒の豊かな学校生活の実現や社会的自立に向けて組織的な支援ができるよう、関係者一丸となって適切な対応に向けて取り組んでいきましょう。

令和8年8月改訂版

国分寺市教育委員会

目 次

I 不登校の正確な理解について	2
1 基本的な考え方	
2 長期欠席の理由分類	
3 不登校の具体例	
4 「その他」の具体例	
II 不登校児童・生徒への支援について	5
1 国分寺市立学校における不登校児童・生徒への支援の考え方	
2 「未然防止」の視点	
3 「早期支援」の視点	
4 「長期化している児童・生徒」の視点	
III 不登校に係る課題の解決のために	12
1 「未然防止」の取組	
2 「早期支援」の取組	
3 「長期化している児童・生徒」の取組	
4 日頃の児童・生徒理解と時期を捉えた適切な指導	
5 学校内で学ぶ・育つ	
6 学校外の関係機関で学ぶ・育つ ～ゆっくりと外の世界とつなぐ～	
7 家庭で学ぶ・育つ ～安心できる場所からのスタート～	
8 学校外の公的機関や民間施設における相談・指導	
9 I C T等を活用した学習活動	
10 民間施設等と連携していく際の流れについて	
IV 関係資料等	32

I 不登校の正確な理解について

1 基本的な考え方

(1) 不登校の定義

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」（文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（以下、「問題行動等調査」という。）より）

(2) 不登校児童・生徒に対する支援の基本的な姿勢

不登校とは、多様な要因・背景によって、児童・生徒が、「結果として不登校状態になっている」ということであり、その行為を「問題行動」と判断はしません。不登校は、その要因や背景が多様・複雑であることから、教育の観点だけで捉えて対応することが難しい場合がありますが、一方で、児童・生徒に対して教育が果たす役割が大きいことから、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働き掛け等を行うことが必要です。

学校・家庭・社会が共感的理解と受容の姿勢をもち、不登校の児童・生徒に寄り添うことで、児童・生徒の自己肯定感を高めることが重要です。また、周囲の大人との信頼関係を構築する過程が児童・生徒の社会性や人間性を伸長させ、結果として児童・生徒の社会的自立につながることを期待されます。全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、学校における環境の確保が図られるようにするとともに、個々の不登校の児童・生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることが重要です。

(3) 「未然防止」や「早期支援」の重要性

児童・生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的な自立へのリスクも存在します。

そのため、新たな不登校を生まないよう、全ての児童・生徒が学校（学年・学級）を魅力ある場所と感じられるようにする「未然防止」の取組を進めることが必要です。

また、児童・生徒が支援を求めているにもかかわらず、適切な支援が行われなかったために、不登校が長期化することも考えられます。不登校の予兆への対応を含めた早期の段階から組織的・計画的な支援が必要です。

加えて、「不登校を減らすための取組」と言うと、「学校に復帰させる取組」と連想しがちですが、不登校児童・生徒への支援に当たっては、必ずしも学校復帰が好ましい選択肢ではない状況の児童・生徒もいることを踏まえて、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい対応が必要です。

2 長期欠席の理由分類（問題行動等調査より抜粋）

- 長期欠席とは、1 年間に連続又は断続して 30 日以上欠席した者
- 「病気」・・・心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養のため

- 「経済的理由」・・・家計が苦しくて教育費が出せないため

児童・生徒が働いているため

- 「不登校」・・・心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景による
- 「その他」・・・上記の3つに該当しない理由

例：保護者の教育への考え方による民間施設等への通所
ただし、不登校による民間施設等への通所は含まない。

3 不登校の具体的要因（問題行動等調査より抜粋）

- いじめの被害 ○ 仲違い ○ 友人間の問題
- 教職員への反抗や反発 ○ 教職員からの厳しい叱責や注意
- 成績の不振 ○ 授業が分からない ○ 試験が嫌い ○ 宿題の過半数が未提出
- 制服を着たくない ○ 給食を食べたくない ○ 学校行事に参加したくない
- 転入学したくなかった ○ クラス替えが自分の願う学級編成や担任ではなかった
- 両親の離婚 ○ 親の単身赴任 ○ 家族の病気
- 親の叱責 ○ 親の言葉・態度への反発 ○ 親の過干渉・放任
- 朝起きられない ○ 夜眠れない ○ 起床時間が定まらない
- 非行グループに入っている ○ 無気力で登校したくない
- 登校意思はあるが漠然とした不安や気持ちの落ち込みにより登校しない（できない）
- 障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援に関する求め
- 日本語指導が必要 ○ 特定分野に特異な才能を有する ○ 性に関する違和感
- 感覚過敏

4 「その他」の具体例（問題行動等調査より抜粋）

- (1) ・保護者の教育に関する考え方
 - ・登校についての無理解
 - ・家族の介護、家事手伝い
- (2) ・外国での長期滞在
 - ・国内・外への旅行
- (3) ・連絡先が不明
- (4) ・感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導

○ 本人の心身の悪い状態が続く場合は、必ず養護教諭へ相談し、医療機関との連携について検討しましょう。

「起立性調節障害」「睡眠障害」「うつ病」「過敏性腸症候群」「食行動障害・摂食障害」「感覚過敏」など（次ページを参考にしてください）

要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。)

(参考) 心身の悪い状態の具体的な症状

「起立性調節障害」

血液循環がうまくいかず、朝起きられない、動悸がする、疲れやすいなどの症状があります。

「睡眠障害」

不眠、睡眠リズムが乱れる、日中に強い眠気があるなど、様々なタイプがあります。

「うつ病」

眠れない、すぐ目が覚めてしまう、長時間眠り込むなどの症状があります。小児の場合のうつ症状は、怒りっぽくなるなど、大人のうつ状態と異なる現れ方をすることがあります。

「過敏性腸症候群」

疾患がないにもかかわらず、下痢、便秘、腹痛などの症状が慢性的に繰り返されます。

「食行動障害・摂食障害」

食べる感覚が嫌で食事をしない、体型を気にして無理なダイエットをする、大量の食物を摂取する、意図的に食べた物を吐く、食べ物でない物を食べてしまうなどのタイプがあります。

「感覚過敏」

音、光、味、服の肌触りなどについて過度に敏感で、苦痛を感じる場合があります。

(引用：「児童・生徒を支援するためのガイドブック」東京都教育委員会)